

公告	安城市入札公告第108036号 条件付き一般競争入札(総合評価競争入札(特別簡易型))を施行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。 令和 8年 9月29日 安城市長 三星 元人
工事番号	2026108036
工事名	榎前町一般廃棄物最終処分場排水管改修工事
路線等の名称	榎前町一般廃棄物最終処分場
工事場所	安城市榎前町地内
工期	契約締結日の翌日から令和 9年 3月16日(火)まで
予定価格	金48,784,000 円(消費税相当額抜き)
入札条件	(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。 (2)安城市条件付き一般競争入札実施要綱に規定する市内の業者であること。 (3)申請(申込)書提出期限の日から開札の日までの期間に、安城市工事請負業者等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。 (4)安城市の土木一式工事の総合数値(開札日に有効な建設業法に規定する総合評定値に主観点を加えたもの)が700点以上であること。ただし、下請代金の総額が5,000万円以上となる場合には、特定建設業の許可を要する。 (5)過去10年間(当該年度含まず)に、官公庁(国、地方公共団体並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。)発注の土木一式工事で、元請として完了した実績を有する者。 (6)この工事に対応する技術者を建設業法に従い施工現場に専任で配置できること。ただし、請負金額が4,500万円未満となった場合には、技術者の専任は不要とする。 (7)入札参加有資格者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。 (8)入札条件を満たさない入札は無効とする。 (9)経営事項審査基準日が、開札日において契約締結(予定)日より1年7か月以内であること。 (10)本工事の配置予定技術者調書、加算点申告表及び加算点算出チェックリストを提出すること。 (11)本工事の工事費内訳表を提出すること。 (12)この公告の日から、開札の日までの期間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

申請(申込)方法	あいち電子調達共同システム（CALS/EC）（以下、「電子調達システム」という。）により必要な事項を入力し、配置予定技術者調書、加算点申告表及び加算点算出チェックリストを添付のうえ送信すること。添付ファイルは、電子調達システムの入札情報サービスの入札公告検索により調達案件名称を選択し、ダウンロードすること。
申請(申込)書提出期間	令和 8年 9月29日(火) 9時 から 令和 8年10月 9日(金) 17時 まで
入札参加資格の確認	開札後に審査する。
設計図書の入手先	設計図書は、電子調達システムの入札情報サービスの入札公告検索により調達案件名称を選択しダウンロードすること。
質問の方法	本工事内容の質疑は、質疑書を契約検査課へ電子メールで送信することにより行うこととする。 電子メールは、安城市ホームページ 入札の広場の「質疑回答の方法」に従い送信すること。 質疑の期限は、令和 8年10月 5日(月) 15時 までとする。 質疑の回答は、後日すみやかにホームページに公表する。
入札方法	電子調達システムにより必要な事項（入札金額は消費税相当額抜き金額）を入力し、工事費内訳表を添付のうえ送信すること。添付ファイルは、電子調達システムの入札情報サービスの入札公告検索により調達案件名称を選択し、ダウンロードすること。
入札書提出期間	令和 8年10月13日(火) 8時 から 令和 8年10月15日(木) 11時 まで
開札日時等	(1) 開札日時 令和 8年10月16日(金) 9時42分 (2) 開札場所 安城市役所本庁舎 2 階入札室
入札保証金	免除
低入札価格調査	安城市建設工事低入札調査試行要領に基づき、低入札調査基準価格及び失格基準価格を設定する。 落札者となるべき者の入札金額が、低入札調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の価格で入札が行われた場合は低入札価格調査（以下、「調査」という。）を行うものとする。 調査の対象となった者は調査に協力すること。なお、調査に応じない者及び失格基準価格を下回る入札をした者は、落札者となることができない。 調査を行う場合、落札候補者には開札日の午後5時までに通知するので、通知を受けた日から起算して2日後（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の正午までに低入札価格理由書に工事費内訳書（明細書）を添付のうえ封筒に封入し、契約検査課に持参すること。ただし、評価値が最大の者でない場合でも、書類の提出を求める場合がある。 なお、調査に必要な様式等は、電子調達システムの入札情報サービスの入札公告検索により調達案件名称を選択しダウンロードすること。
	(1) 契約約款を示す場所は、安城市役所総務部契約検査課契約係とする。 (2) 契約書の作成を要する。 (3) 本入札は、この公告に定めるもののほか、安城市電子入札実施要領、安城市競争入札心得書、条件付き一般競争入札実施要綱及びあいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約による。 (4) 本工事には、受注者の技術力・信頼性を確保するために、「地方自治法施行令 第167条の10の2」に定める総合評価競争入札を適用する。 (5) 本入札は関係法令に定めるもののほか、安城市建設工事総合評価競争入札(特別簡易型)実施要領及び別記「総合評価競争入札に関する事項」によるものとする。 (6) 配置予定技術者は、3名まで申請できる。ただし、複数の技術者を申請した場合は、評価の合計が最も低い者で評価する。 (7) 本入札において、入札者が1者の場合又は失格基準価格以上の入札者が1者の場合は、事後審査申請書の提出は要しない。 (8) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。 (9) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。 (10) 本入札において、予定価格の10%未満の額の入札書は、桁間違いによる錯誤とみなし無効とする。 (11) 工事費内訳表の合計金額と入札書の額が一致しない場合は、本件の落札者となることが

その他

できない。

(12) 評価値の最も高い者が2人以上あった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。また、失格基準価格を下回った額で入札した者の評価値の算定はしないものとする。

(13) 入札条件のうち、施工実績と配置予定技術者、加算点、経営事項審査基準日については、開札後に全てを審査する事後審査とする。

(14) 事後審査は、予定価格の範囲内、かつ失格基準価格以上の入札をした者のうち、別記「総合評価競争入札に関する事項」で算定された評価値が最大の者を落札候補者として行う。落札候補者には、開札日の午後5時までには通知をするので、通知を受けた日から起算して2日後(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午後3時まで、事後審査に必要な書類(事後審査申請書等)を封筒に封入し、持参により契約検査課へ提出すること。ただし、評価値が最大の者でない場合でも、事後審査に必要な書類を求める場合がある。なお、事後審査申請書等は、電子調達システムの入札情報サービスの入札公告検索により調達案件名称を選択しダウンロードすること。

(15) 落札者の決定は、決定日(予定)を令和8年10月22日(木)とし、同年10月23日(金)午後5時までには公表を行うものとする。

(16) 入札者の加算点、入札価格及び評価値は、落札決定後、公表するものとする。

(17) 入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満切捨て)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(18) 本工事の質疑があった場合は、「質疑回答公表」に公表しているので、必ず確認すること。また、この質疑の回答は設計図書の追補とする。

(19) 本工事は、水道工務課維持係発注の工事である。

(20) 電子調達システムの操作方法に関する問い合わせは、下記ヘルプデスクを利用すること。
ヘルプデスク電話 0120-059-399 (平日9時～17時)